

研究班報告 3 分断国家の再統一化の政治経済学的比較研究(1)

ナショナル・アイデンティティと 西欧近代の普遍主義的原理

永井 健晴

ドイツの政治状況は、1980年代末以降ドラスティックな変貌を遂げた。冷戦構造の枠組そのものが消滅したことと連動して、東西冷戦の最前線にあった分断国家ドイツの統一が果たされたのである。第二次大戦後、〈鉄のカーテン〉の西側では、冷戦の緊張関係の下で、偏狭なナショナリズムによるカataストローフェの経験を踏まえ、国民経済の再建とともに法治主義的民主制国家の再形成が目指された。旧西ドイツは、その驚異的に復興された経済力により、折りからの世界経済のコンステラティオーンの変化に促されて進められているヨーロッパ統合の、推進役を演じてきた。その経済発展を社会の最底辺で支えてきたのは、トルコや旧ユーゴスラヴィアなどからの大量の外国人労働者であった。旧ソ連邦の政治体制の壊乱とその経済破綻というタイミングに合わせて、ドイツ連邦共和国政府は、その欧州最強の経済力を背景に、新たに

憲法制定を回避して、〈基本法〉の枠内での統一（併合）を達成した。これが可能になったのは、旧ソ連邦の崩壊と冷戦の終結という最大の理由を別にすれば、第一に、旧東獨国民自身が、所謂〈一望監視社会〉からの早急な解放と低い生活水準からの脱出とを、望んだからであり、第二に、他の欧州諸国民が、ドイツの大國化に脅威を感じながらも、〈基本法〉体制における旧西獨国民の戦後民主主義に、最低限のそれであったにせよ、信頼を寄せていたからであろう。

しかし、統一ドイツは今や、東西の経済力の格差からくる所謂〈統一のコスト〉の重い負担に苦しむことになった。その結果、速度を早めていた欧州統合への歩みは鈍化した。ドイツ国内では、（異なる社会体制の下で生き、意識や生活水準に関して大きな隔たりのある旧東西の）ドイツ国民、（東欧などから父祖の国に帰還した、ドイツ語を話すことは

できないが、容易に市民権を取得できる) 移住ドイツ人、そして(長くドイツに在住し、ドイツ語を話すが、あるいはドイツ語しか話せないが、求めても容易には国籍の与えられない) 所謂<ガスト・アルバイター>やその子弟—これらの人々の間に、深刻な軋轢が生まれている。また他方では、80年代以降、社会全体の保守化や、<歴史家論争>などに現れているような、ドイツ・ナショナリズム復活への動きが、顕著になっている。

一面でのヨーロッパ統合へ向かう趨勢と他面での(冷戦終結から帰結する) 民族問題の噴出という欧州情勢とのことで、統一ドイツでは現在、上述の国内政治状況を背景に、西欧近代において成立した<普遍主義的>政治理念とナショナル・アイデンティティとの関係についての再検討が、新たに切実な課題となっている。

さて、今世紀の欧州の政治世界は、前世紀以来の帝国主義的競争のインペラティーフの下で、諸国家間あるいはそれらから成る諸ブロック間の対立拮抗から、世紀前半の二度の全面的<熱戦>と世紀後半の数十年にわたる<冷戦>を経験した。そこには、所謂<国家資本主義> “Staatskapitalismus” 体制、ファシズム “Faschismus” 体制、そして所謂<国家社会主義> “Staatssozialismus” 体制の国家群が登場した。これらのいずれの体制においても、その強度や質は異なっているが、国家(行政システム)が、国民経済(経済システム)に一場合によっては文化領域にも一介入し、それをコントロールする。現代国家の基本的課題は、一方では、国民経済の安定化にあるが、他方では、実質的政治参加を許容する法治主義的民主制の形成にある。後者の存否は、国家権力(行政システム)そのものが、管理抑圧はできても、実質的には左右することができない、生活世界の在り方あるいは政治意識の水準に、掛かっている。

ところで、対外主権の確立と国内の市場経済の制御とを基軸とする行政権力の<システム統合>機能の枠組を “Staat”、そして<社会統合>と<人格的アイデンティティ>の形成維持との基礎を成す文化や伝統の特殊性

の担い手を “Nation” と呼ぶならば、上述のいずれの体制においても、両者がぴったりと重なっていたわけではなく、近現代の主権国家=国民国家の形成過程において、後者は前者に組み入れられていったのである。イギリスやフランスなどのように、両者間の乖離が比較的少ないかたちで<国家資本主義>体制が成立していったところでは、法治主義的民主制と人権思想が定着するとともに、やがて所謂<社会国家的妥協>によって、国内の相対的貧困は漸次克服されて行った。これに対し、西欧世界に隣接しながら伝統的共同体を根強く残存させていたドイツ・東欧・ロシアなどでは、国民国家の両契機は著しい齟齬をきたし、近代化過程における、伝統からの断絶、理念への飛躍、そして狂信への逸脱の果てに、ファンズム体制や<国家社会主義>体制が成立した。ドイツ・ファンズム体制においては、人種論に基付く偏狭なナショナリズムと<技術合理性>とのグロテスクな結合が見られたが、<国家社会主義>体制においては、経済自由主義の根本的矛盾が批判され、人類を普遍的に解放する、というインターナショナルな理念が標榜された。ところが、ここでも結局、理由が何であったにせよ、皮肉なことに、民族文化の多様性ばかりでなく人間の基本的権利さえ否定されてしまうような、全体主義的管理抑圧体制が生み出されてしまった。やがて生産力・生活水準の点でも<国家資本主義>体制に遅れをとった<現存社会主義>体制は、経済活力の低下と軍拡競争の重圧の下で、自壊することになった。いずれにしても、現代国家の行政権力は、資本制的経済システムの貨幣権力がそうであるように、法治主義的民主制と国民の自覚的政治意識とを欠く限り、伝統・文化・歴史の基盤である生活世界に対して、いつもすでに破壊的抑圧的なものになりかねないのである。

さて、<国家社会主義>の自己解体を目的当たりにして、<自由主義は左右の全体主義に対して二度の勝利を博した>とか<社会主義は資本主義に至るまでの長い迂回路であった>とかいった議論が為されている。しかし、これらは、単純なナショナリズム復活論

がそうであるのと同様、浅薄かつ一面的な床屋談義であろう。たしかに、少なくとも現在の人類の水準においては、制御された市場メカニズムを基礎にする以外、社会的生産とその成果の合理的配分は不可能である、ということは明らかであろう。けれども、古典的自由主義の予定調和論など時代錯誤の神話以外ではあり得ないし、巨大企業であれ、主権国家であれ、民族であれ、その他何であれ、人類という＜普遍主義的＞立場からの合理的制御を欠く限り、エゴセントリックな主体間で展開される盲目的競争から結果するような、生産力の発展が、人類とその生活環境とを破壊に導くだけであることは、今や疑う余地がないのである。現在の政治的問題の本質は、自由主義と全体主義、資本主義と社会主義の二者択一などではなく、社会的な生産・分配・競争の盲目性を制御せしめ得るような、（＜目的合理性＞や＜技術合理性＞とは異なる、その言葉の本来の意味での）＜政治的・倫理的合理性＞を、自律的かつ自覚的人間が如何に共同で実現し得るか、ということ以外にはないのである。

第二次大戦後、そして又とりわけ冷戦終結以後、一方で17世紀以来の主権国家の対立する国際政治を、他方で主権国家を基礎とする19世紀以来のナショナリズムを成立せしめていた、経済的政治的諸条件は、根本的な構造転換を遂げてきている。これに伴い、人々の政治意識の在り方も大きく変容している。なるほど、後期資本主義社会に於ける人間の＜疎外＞、＜物化＞、そして所謂＜システムによる生活世界の植民地化＞は留まることなく進展している。しかし、他方では、第二次大戦後のドイツ社会には、西欧近代に成立した＜普遍主義的＞諸原理も確実に浸透し、そこでは尚、人間生活の＜意味＞の源泉である伝統や文化も枯渇しきってはいないように思われる。

伝統や歴史文化は与えられるものであって、人間はそれを選択することができない。しかし、人間はその継承を自覚的選択的に為すことはできる。「カール・マルクスがフリートリヒ・ヘルダーリンを読むまでは、社

会主義は真にその国民的使命にこたえることはできない。」（トマス・マン『ゲーテとトルストイ』1922年、岩波文庫、205頁～206頁）ハーバーマスなどの時代診断において示されているように、ようやく第二次大戦後のドイツ社会に西欧的＜普遍主義的＞諸原理が根付きはじめてきたことが事実であるならば、現在言われている“Verfassungspatriotismus”も、決して非現実的な理念ではないであろう。

確かに、人間は、＜人格的アイデンティティ＞を形成するために、伝統や文化の基盤であるナショナル・アイデンティティを必要とする。だが、偏狭なナショナリズムの自己主張は、ナショナリティそのものの自己否定である。ナショナリティの独自性は他のそれとの相互承認においてのみ確立し得るからである。グローバルな人類の立場からの生産力の合理的自己制御のためばかりでなく、まさに多様なナショナリティを確立するためにこそ、西欧近代において提起された＜普遍主義的＞諸原理（人権、法治主義的民主制）に、とりわけ＜自己批判＞能力としての（就中、＜言語＞と＜討議＞能力としての）＜理性＞に、党派的に荷担する必要があるであろう。カント以来のドイツ的＜啓蒙＞理念に与するとすれば、＜理性の限界＞を自覚するのも＜理性＞に抛らなければならないからである。

その場合、＜普遍主義＞とは、ハーバーマスに従って言うならば、「自らの生存形式を他者の生活形式の正当なる要求に照らして相対化すること、異質な者や他者に対して、彼等の違和感を感じさせるところや理解し難いところもあわせて、同じ権利を認めること、自らのアイデンティティを頑迷に一般化したりしないこと、それから外れるものを殊更に締め出さないこと、寛容の範囲は今日のそれより遙かに大きくしなければならないこと」ということになるであろう。（Vgl. Jürgen Habermas, "Grenzen des Neohistorismus" in: "Die nachholende Revolution", Ffm., 1990, S.153）